（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第五十三条　同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により表示しなければならない。

一　棚卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法

二　棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

様式第六号

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前第　四半期連結累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当第　四半期連結累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
［略］		
棚卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
［略］		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
［略］		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
［略］		
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の四半期末残高	×××	×××
（記載上の注意）		
［1．～6．　略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

第五十三条　同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により表示しなければならない。

一　たな卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法

二　たな卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

様式第六号

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前第　四半期連結累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当第　四半期連結累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
［同左］		
たな卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
［同左］		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
［同左］		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
［同左］		
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の四半期末残高	×××	×××
（記載上の注意）		
［1．～6．　同左］		

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表又は同年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2　前項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号及び第八条の三十三に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3　第一項ただし書の規定により令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号二(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、翌事業年度の財務諸表に含まれる比較情報（同号二(2)に係るものに限る。）について記載することを要しない。